

【105 例目】静岡県（富士宮市）における豚熱の患畜確認農場の現地調査概要

令和8年7月5日の拡大豚熱疫学調査チームによる現地調査の概要は以下のとおり。

1 基本情報

経営形態（飼養頭数）：一貫経営（約1,200頭）

豚舎の構造及び豚舎数：開放豚舎7棟

発生豚舎：育成舎（5号舎の離乳エリア）

2 農場の概況

- ① 当該農場は富士山の山裾に位置し、森林に囲まれた畜産団地の中央に立地している。また、西側に令和8年3月11日に発生した豚熱102例目の農場と隣接し、向かいには養鶏場が立地している。さらに、半径1km以内に令和8年5月5日に発生した豚熱104例目が位置している。
- ② 当該農場の周囲10km圏内では、令和3年5月以降、野生イノシシの豚熱陽性事例は確認されていないが、直近では当該農場から南に約15km離れた地点で、令和8年4月に捕獲された野生イノシシにおいて陽性が確認されている。
- ③ 当該農場の衛生管理区域内は、北側から、分娩舎（1号舎）、母豚舎（2号舎）、離乳舎（7号舎、調査時は空舎）、種豚舎（3号舎）、育成舎2棟（4号舎、5号舎）、肥育舎（6号舎）が並び、西側に事務所及び従事者住居がある。また、衛生管理区域外に堆肥化施設及び堆肥置き場が設置されていた。
- ④ 育成舎（5号舎）と肥育舎は、屋根及び東側が全面的に波板で覆われ、西側は腰高の柵が設置された廊下で繋がっていたが、屋根の一部が破損し、草が侵入していた。
- ⑤ 分娩舎から育成舎（5号舎）までは、豚舎東側の屋外に屋根のない腰高の柵が設置された通路で繋がっていた。通路は法面がコンクリートで覆われていたが、調査時には、通路脇に草が生い茂っていた。
- ⑥ 各豚舎の西側出入口付近には、定期的に消石灰を散布しているとのこと。
- ⑦ 発生豚房は、育成舎（5号舎）の南側区画（離乳エリア）の中央通路付近に位置していた。

3 管理人及び従業員

- ① 当該農場では、2名の従事者が飼養管理を行っていた。
- ② 飼養管理については、1名が分娩舎の哺乳豚を担当し、飼養衛生管理者が分娩舎の母豚及びその他の豚舎並びに堆肥作業を担当していた。なお、哺乳豚の飼養管理担当者は、豚の移動時に他の豚舎へ入り、豚房の開閉等の補助を行っていたとのこと。

4 ピッグフロー及びワクチン接種

- ① 当該農場では、自家育成の種雄豚を除き、母豚は全て外部導入していた。4か月齢の繁殖候補豚を導入し、育成舎又は肥育舎で育成後、繁殖に適した豚を種豚舎において種雄豚と交配していた。直近の導入は令和8年6月とのこと。
- ② 母豚は妊娠確認後に母豚舎へ移動し、分娩前に分娩舎へ移動していた。分娩舎で生まれた子豚は24～30日齢で離乳し、分娩舎の同じストール内で45日齢まで飼養していた。母豚は離乳時に種豚舎へ戻される。離乳豚は45日齢で育成舎（5号舎）の離乳エリアへ移動し、2腹を同一豚房に収容していた。その後、70日齢前後で育成舎（4号舎又は5号舎北側区画）へ移動し、120日齢前後で肥育舎へ移動していた。肥育豚は6～7か月齢で出荷される。
- ③ 母豚を種豚舎から母豚舎、母豚舎から分娩舎、分娩舎から種豚舎へ移動する際は、

豚舎間を結ぶ屋外通路を歩行させていた。屋外通路には移動前に消石灰を散布していたとのこと。

- ④ 離乳豚を分娩舎から育成舎（５号舎）へ移動する際は、７～１２頭ずつカートに収容し、分娩舎東側出入口から屋外通路を経由して、育成舎（５号舎）東側出入口から豚舎内へ搬入していた。移動前には屋外通路に消石灰を散布し、タイヤの消毒を実施していたが、カートのかごの洗浄及び消毒は実施していなかった。なお、カートは育成舎（５号舎）内に保管されていた。
- ⑤ 離乳エリアから育成舎及び育成舎から肥育舎へ豚を移動する際は、東側の屋外通路から５号舎内の中央通路を経由し、肥育舎へ続く廊下を歩行させていた。移動前には屋外通路に消石灰を散布していたが、廊下の消毒は実施していなかった。
- ⑥ 出荷は、５号舎と肥育舎の間の廊下の出荷台から行われていた。飼養衛生管理者が廊下へ豚を追い込み、外部事業者がトラックへ搬入していたとのこと。また、廃用豚を出荷する際は、種豚舎から東側の屋外通路を通り、５号舎内の中央通路を経由し、出荷台から出荷していたとのこと。外部事業者が出荷作業を手伝うが、畜舎には入らないとのこと。また、出荷先に直送するかあるいは他の農場の豚も乗せて出荷する場合もあるとのこと。
- ⑦ 離乳豚への豚熱ワクチンは２０～２６日齢時に分娩舎で行っており、従事者１名が保定し、家畜保健衛生所職員が接種していた。注射針は豚房ごとに交換していた。直近では６月３０日に接種しており、原則として毎週火曜日に接種しているとのこと。
- ⑧ 繁殖豚への豚熱ワクチンは年２回、概ね６～７月、１２～１月に家畜保健衛生所職員が接種しており、注射針は１頭ごとに交換していたとのこと。

５ 飼養衛生管理関係

- ① 農場敷地内へ出入りする除糞作業車両を除く車両については、衛生管理区域境界に設置された動力噴霧器により消毒を実施していた。また、従事者車両は衛生管理区域内の駐車場に駐車し、農場出入り時に同じ動力噴霧器を用いて消毒を行っていた。
- ② 従事者は、衛生管理区域内の住居において作業衣及び長靴に着替えた後、豚舎内で作業していた。長靴は全豚舎で共通使用していた。
- ③ 飼料業者及び出荷業者は、１日のうち最初に当該農場へ入場するよう調整し、業者の事務所から作業着を着用した状態で来場していた。衛生管理区域境界において農場が用意した長靴へ履き替え、動力噴霧器で消毒するとともに、手指をアルコール消毒した上で入場していた。
- ④ 従事者が豚舎に入る際は、各豚舎入口の屋外のひさし下に設置された踏み込み消毒槽で長靴を消毒し、手指のアルコール消毒を実施していた。分娩舎で哺乳豚を管理する際は手袋を着用していた。また、分娩舎、種豚舎及び母豚舎では各豚舎専用のタイベックを着用していた。タイベックは汚れた際に交換していた。なお、豚の移動時に東側通路から豚舎に入る際は、手指や長靴消毒及び更衣は実施していなかった。外来者は、各豚舎入場時に農場が用意した豚舎用長靴に履き替え、踏み込み消毒及び手指消毒を行った上で持参した作業着を着用して入場していたとのこと。
- ⑤ 飼料については、分娩舎の哺乳豚及び離乳豚は手給餌、それ以外の豚は飼料パイプによる自動給餌としていた。
- ⑥ 配合飼料は、飼料運送業者により、週約２回衛生管理区域内の飼料タンクへ搬入されていた。また、人工乳及びスターター飼料は紙袋で同業者により搬入されていた。直近の搬入は６月３０日であった。
- ⑦ ５号舎の中央通路付近に、飲水パイプの破損による水たまりが認められた。豚による飲水栓の破損が原因で水漏れが生じることがあるとのこと。
- ⑧ 給水及び豚舎清掃用水には未消毒の井戸水を使用しており、水質検査は実施してい

なかった。

- ⑨ 食品残渣飼料は、給与していなかった。

6 糞及び死亡豚の取扱い

- ① 死亡豚は豚舎内の通路に最大3日間保管した後、飼養衛生管理者が除糞作業に使用するホイールローダーで堆肥舎へ運搬し、堆肥と混合して発酵処理していた。
- ② 除糞作業は、豚舎ごとにスクレーパーにより糞尿を集積していた。分娩舎及び肥育舎以外は、受槽へ搬出した後、仮設ポンプで汲み上げて固液分離を実施していた。分離後の液分は浄化槽で処理していた。なお、母豚舎・種豚舎と育成舎（4号舎・5号舎）の受槽のポンプは故障しており、仮設ポンプで汲み上げていたが、出力が追いつかず、溢れた汚泥が5号舎の東側屋外通路に滞留していた。
- ③ 分娩舎の受槽に溜まった糞尿は、一輪車で搬出し、分娩舎脇に駐車したホイールローダーのバケットに移した後、衛生管理区域外の堆肥化施設へ搬出していた。肥育舎は、液分は浄化槽へホースにより直接投入し、固形物は一輪車で搬出しホイールローダーで堆肥化施設へ搬出していた。なお、ホイールローダーが衛生管理区域を出入りする際、タイヤ及び車体の消毒は実施していなかった。
- ④ 堆肥化施設では、堆肥攪拌機による切り返しを行い、完熟堆肥を製造していた。完熟堆肥は堆肥置き場で保管し、農場北側の牧草地において肥料として利用しており、他の農場への出荷はないとのこと。

7 野生動物関連

- ① 衛生管理区域の境界にはイノシシ侵入防止用の電柵が設置されていた。電柵は高さ約1.2mの支柱に約30cm間隔で3本の電線が張られていたが、調査時には衛生管理区域周囲に繁茂した草が電線を覆っており、電源は切られていた。また、衛生管理区域内の法面は土壌が露出しており、飼養管理で利用する場所以外では草が繁茂し、不要物が山積されていた。
- ② 衛生管理区域内では多数のネコが放し飼いにされており、住居脇ではイヌ1頭が柵で囲われた区画内で飼養されていた。
- ③ 分娩舎では、ネコの侵入防止のため、出入口及び窓に10cm×3cmの格子戸を設置していた。また、窓の内側には1cm四方の亀甲型ネットも設置されていた。一方、その他の豚舎は、出入口には腰高の柵が設置されていたものの、窓及び出入口上部に野生動物の侵入防止対策は講じられず開放されていた。さらに、4号舎の壁面には、野生動物が侵入可能な穴や豚舎内に窓から草が侵入している様子が確認された。
- ④ 豚舎内では古いラットサインが確認された。ネズミ対策として、従事者が毒餌を設置しているとのこと。また、育成舎内及びスクレーパー受槽内では多数のハエの蛹殻が確認された。ハエ対策としては、ハエ取りテープを設置しているとのこと。
- ⑤ 堆肥化施設及び堆肥舎には防鳥ネットが設置されていなかった。調査時には、畜産団地上空で複数のカラスが確認された。
- ⑥ 農場周囲では腰丈以上に伸長した草が繁茂しており、中型野生動物の足跡が確認された。周辺ではシカ、キツネ、タヌキ及びハクビシンが目撃されているが、野生イノシシは目撃されていないとのこと。

8 臨床症状の経過

- ① 令和8年6月30日に家畜保健衛生所が実施した免疫付与状況調査（7月2日結果判明）において、肥育豚及び一部の繁殖豚でS/P値が1.0を超える個体が多数確認された（肥育豚25/30頭、繁殖豚13/30頭）。また、肥育豚の抗体陽性率は100%（30/30頭）であり、令和8年1月13日に実施した抗体分布調査時と比較して抗体分布が大きく変化していたことから、7月3日に農場立入調査を実施した。立入

時には、5号舎の離乳豚にのみ発育不良、努力性呼吸及び沈鬱を呈する個体が散見されたため、病性鑑定を実施した。

- ② 当該農場では、令和7年10月後半から子豚の死亡が増加し始めた。令和8年初めからは、離乳エリアへ移動して約2週間後に当たる60～70日齢の豚で死亡が増加し、同年1月中旬の管理獣医師の診察及び検査において、サーコウイルス量が通常より大幅に増加していたため、サーコウイルス感染症が疑われたとのこと。
- ③ 飼養衛生管理者によると、離乳エリアでは死亡の増加が認められていたものの、チアノーゼ、パイルアップ等の異常は認められなかった。また、その他の豚舎においても異常は認められなかった。なお、当該農場ではサーコウイルス感染症のほか、サルモネラ感染症、PRRS及び豚胸膜肺炎の発生も認められていたとのこと。
- ④ 調査時、離乳エリアにおいて、発育不良、努力性呼吸及び沈鬱を呈する個体が散見され、耳翼又は鼠径部に紅斑が認められる死亡豚を確認した。また、肥育舎の一部の豚に、結膜炎及び起立不能を呈する豚を確認した。一方、分娩舎では、パイルアップ、元気消失、結膜炎及び呼吸器症状等の異常は認められなかった。

(以上)